

令和 6 年度第 1 回南会津町地域公共交通会議次第

日 時 令和 6 年 6 月 2 7 日（木）

午後 1 時 3 0 分から

場 所 南会津町役場 3 階 正庁

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

（1）令和 5 年度南会津町地域公共交通会議収支決算及び監査報告について

【資料 1】

（2）南会津町地域公共交通計画の一部改訂について【資料 2】

（3）令和 7 年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について【資料 3】

（4）その他

4 閉 会

南会津町地域公共交通会議の構成員

令和6年6月現在

区 分	団体・機関等	職 名	氏 名
(1)町長が指名する役職員	南会津町	副町長	佐 藤 一 範
(2)一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	会津乗合自動車株式会社	乗合バス部長	小 澤 睦
	南会津町事業者代表 田島タクシー有限会社	代表取締役	馬 場 丈 晴
	会津交通株式会社	代表取締役	吉 田 正 寿
(3)一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	宍 戸 紳一郎
	一般社団法人福島県タクシー協会会津支部	支部長	佐 藤 俊 材
(4)住民又は利用者の代表	高齢者代表	田島地区老人クラブ 連絡協議会会長	高 橋 紀
	婦人代表	舘岩商工会女性部長	芳 賀 久 美
	青年代表	南郷青年会事務局長	五十嵐 太 介
	児童生徒保護者代表	田島小学校PTA会長	平 山 麿
(5)東北運輸局長若しくは福島運輸支局長又はその指名する者	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	黒 田 雅 樹
(6)一般乗合自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	会津乗合自動車株式会社 労働組合	書記長	山 田 保 道
	福島県ハイヤータクシー労働組合会津支部	組合員	浅 井 角 栄
(7)道路管理者、福島県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	南会津地方振興局	県民環境部副部長 兼県民環境課長	渡 部 洋一郎
	南会津警察署	地域交通課長	星 野 晃 佑
	南会津建設事務所	企画管理部長	三 瓶 融
	南会津町社会福祉協議会	会長	渡 部 仁
	会津鉄道株式会社	駅事業部部長 兼会津田島駅駅長	湯 田 仁
(8)関係自治体	檜枝岐村	総務課長	橘 千 春
(9)事務局	南会津町総合政策課	事務局長（課長）	星 良 栄
	南会津町総合政策課	事務局次長（係長）	舟 木 浩 隆
	南会津町総合政策課	事務局員	室 井 成 美

令和 5 年度南会津町地域公共交通会議収支決算及び監査報告について

1. 収支決算書

歳 入 9,306,880 円

歳 出 9,306,880 円

差引残額 0 円

1 歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C)	決算額 (D)	収入未済額 (C)-(D)	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	4,669,750	794,505	5,464,255	5,464,255	0	町負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	4,669,250	△826,625	3,842,625	3,842,625	0	国庫補助金※ ¹ 2,334,500 県補助金※ ² 1,508,125
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑 入	0	0	0	0	0	
合 計			9,339,000	△32,120	9,306,880	9,306,880	0	

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C)	決算額 (D)	不用額 (C)-(D)	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	0	0	0	0	
	2 事務費	1 事務費	0	880	880	880	0	振込手数料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	9,339,000	△33,000	9,306,000	9,306,000	0	委託料※ ³
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	0	0	
合 計			9,339,000	△32,120	9,306,880	9,306,880	0	

※ 1 国庫補助金：地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）

※ 2 県 補 助 金：福島県地域公共交通活性化事業補助金

※ 3 委 託 料：南会津町地域公共交通計画策定調査業務委託料

2. 監査報告

監 査 報 告

令和5年度南会津町地域公共交通会議の収支決算について監査したところ、関係書類及び帳簿が適切かつ正確に処理されていることを認めましたので報告いたします。

令和 6 年 6 月 4 日

監査 五+嵐 太介 

監査 馬場 又晴 

南会津町地域公共交通計画の一部改訂について

令和6年3月に策定した南会津町地域公共交通計画について、下記の通り変更を行う。

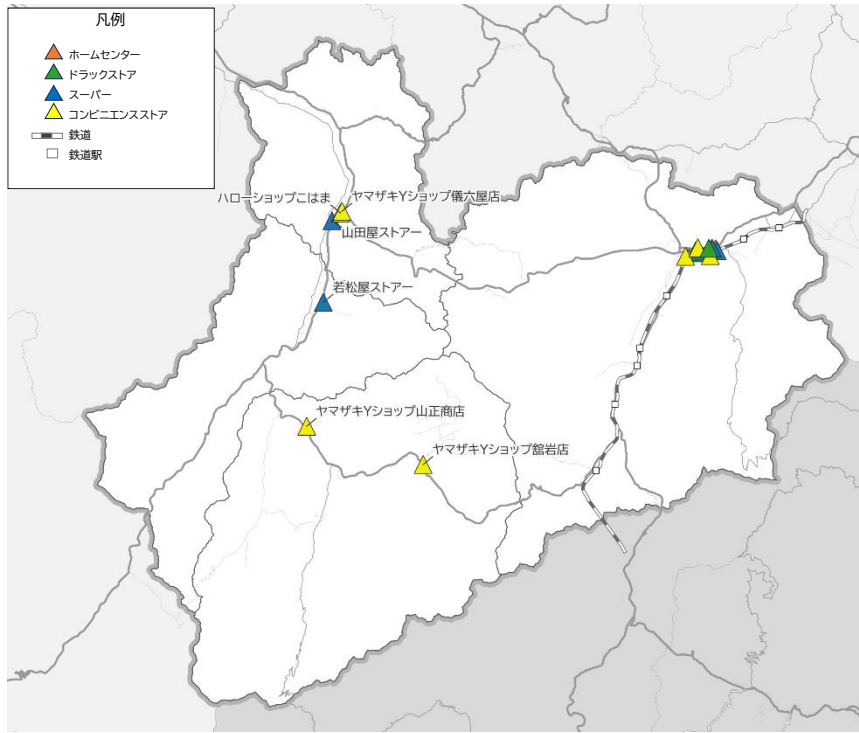
記

1. P5 ○商業施設の立地状況
 - ・若松屋ストアー削除・・・令和6年3月31日閉店のため
2. P6 ○医療施設の立地状況
 - ・伊南小野木クリニック削除・・・令和6年3月31日閉院のため
3. P10 ○公共交通の運行状況
 - ・桧枝岐線（地域間幹線系統）経路変更・・・令和6年10月再編のため
4. P24 ○課題2：伊南・南郷地域の公共交通ネットワークの見直し
 - ・桧枝岐線経路変更・・・令和6年10月再編のため
5. P41 ○公共交通ネットワークの将来像
 - ・地域間交通軸及び都市間交通軸の変更・・・令和6年度10月再編のため
6. P43 ○地域公共交通確保維持改善事業の必要性
 - ・系統名「館岩地域内」の削除・・・令和6年度10月の桧枝岐線再編により、
地域間幹線系統との接続がなくなるため
7. P46 ○地域の実情に見合ったデマンドタクシーの導入検討
 - ・桧枝岐線経路変更・・・令和6年10月再編のため

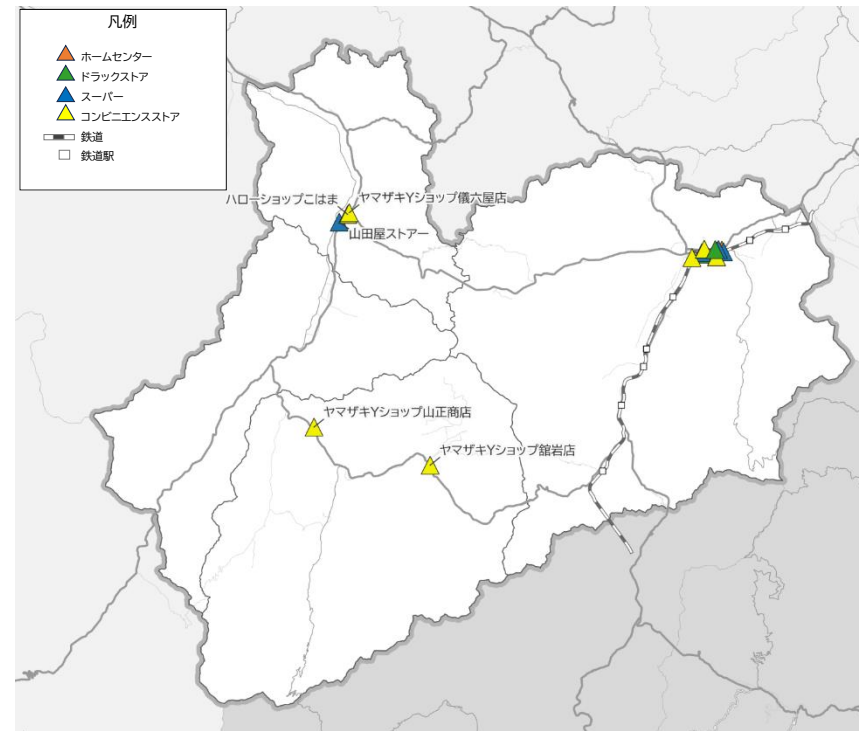
以上

P5 ○商業施設の立地状況

【変更前】

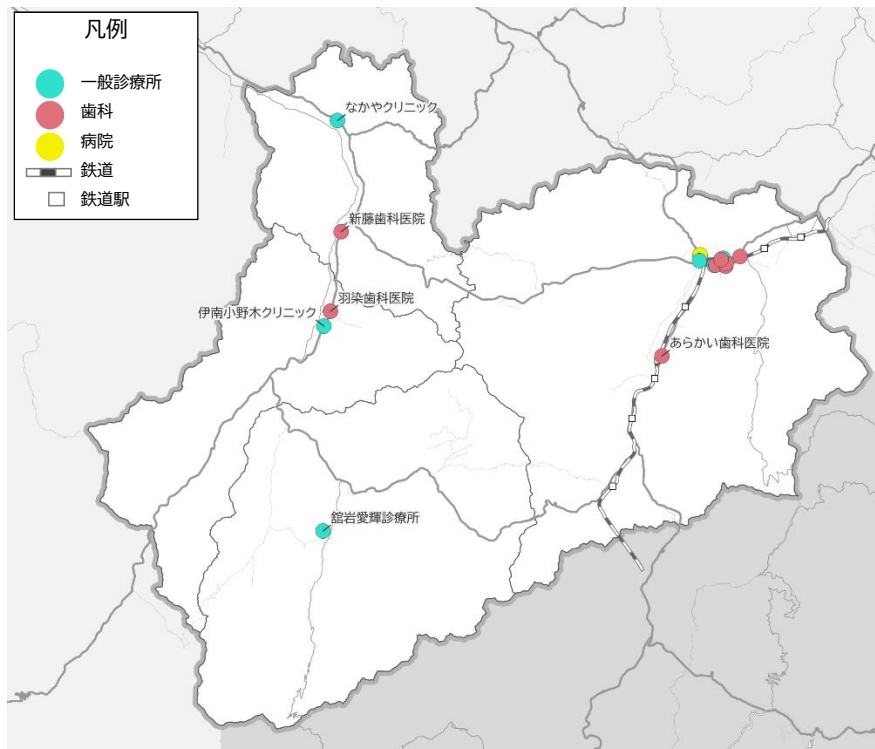


【変更後】

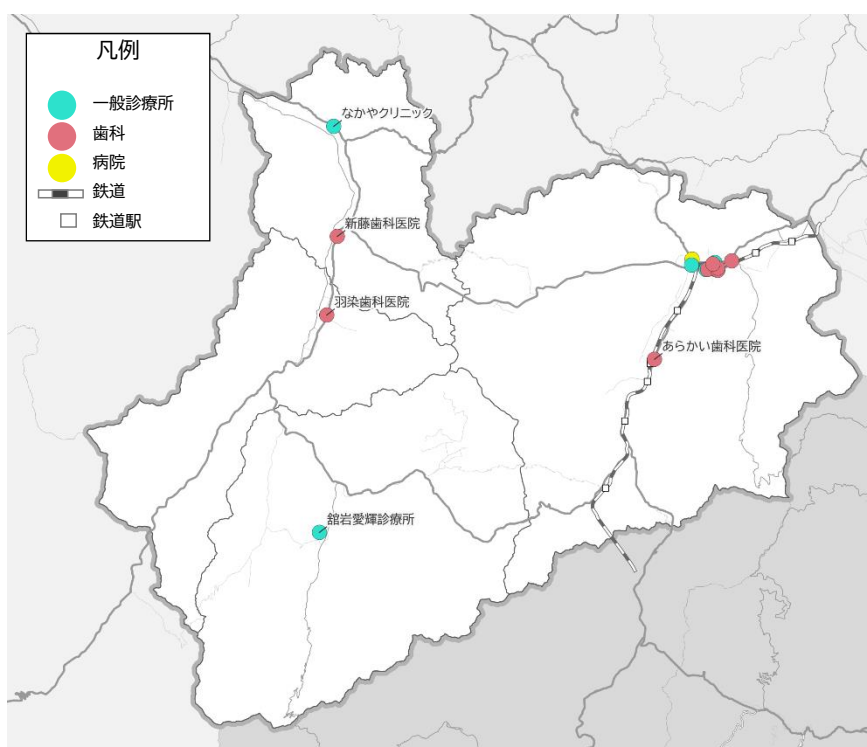


P 6 ○医療施設の立地状況

【変更前】

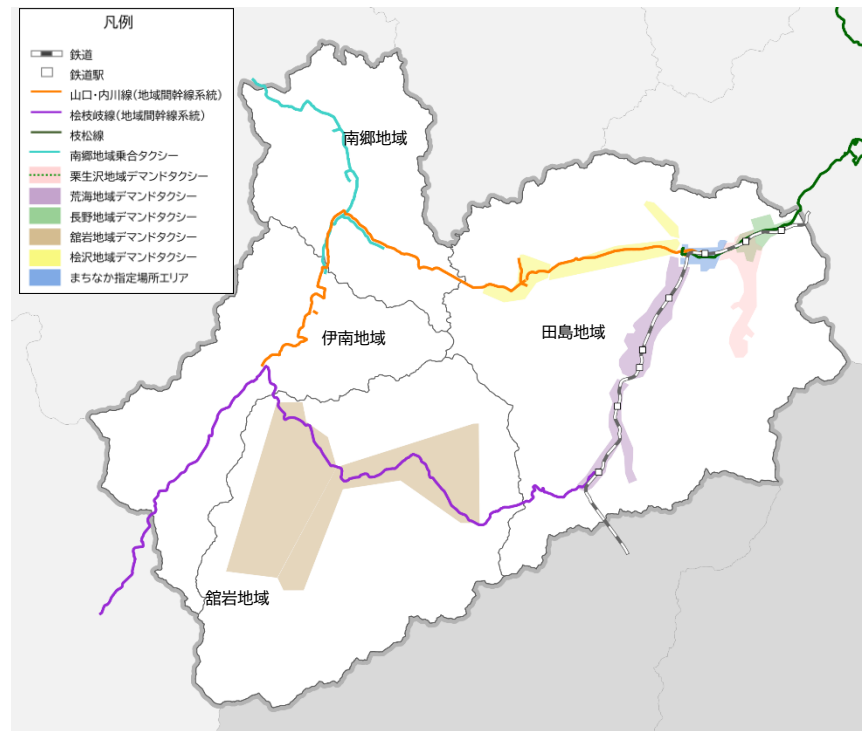


【変更後】

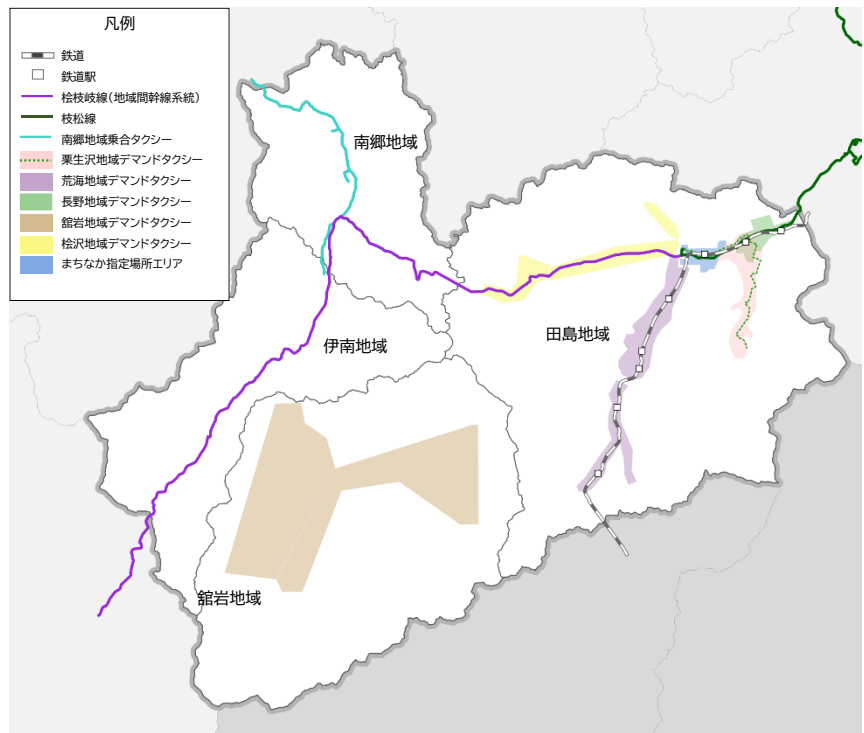


P10 ○公共交通の運行状況

【変更前】

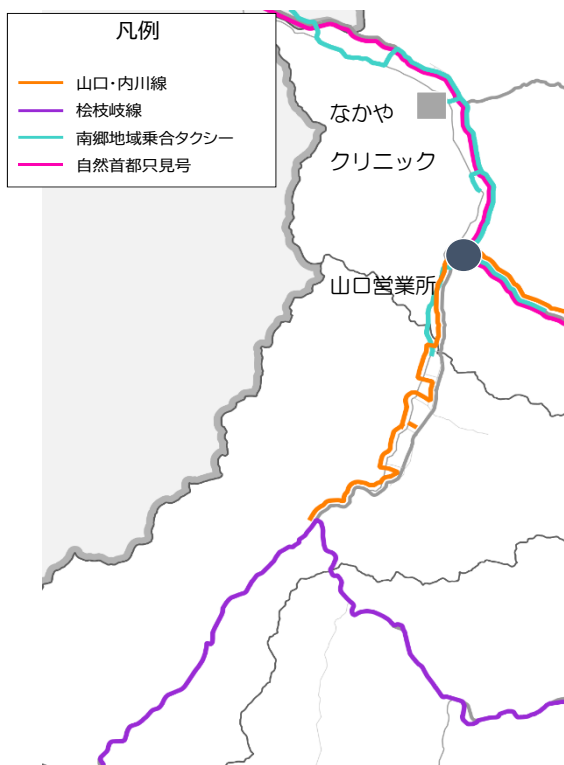


【変更後】

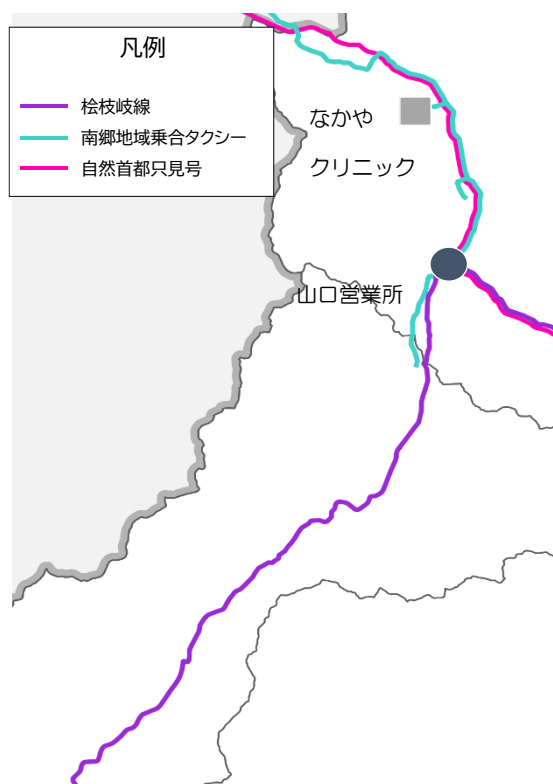


OP24 課題2：伊南・南郷地域の公共交通ネットワークの見直し

【変更前】

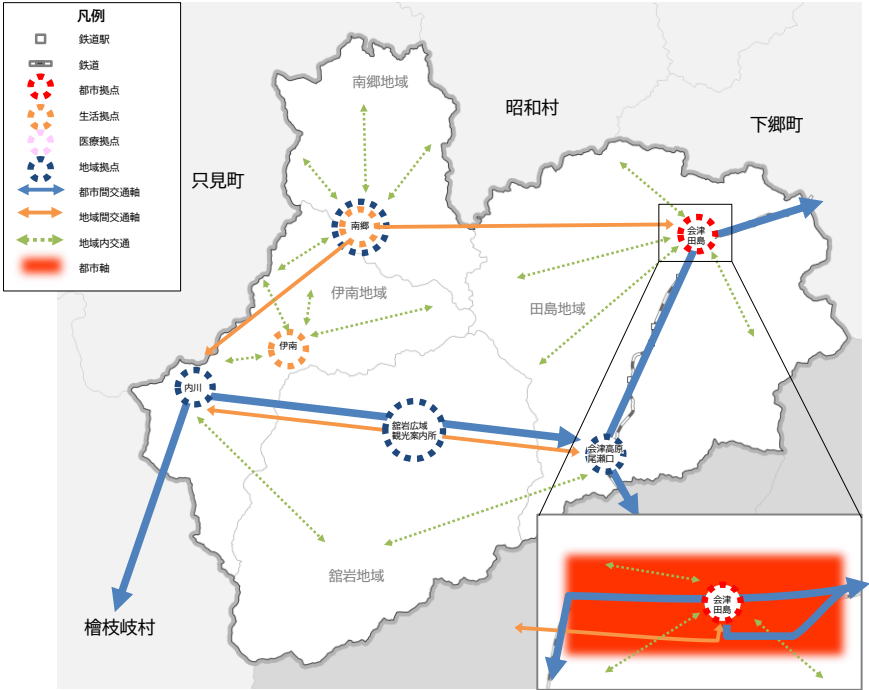


【変更後】

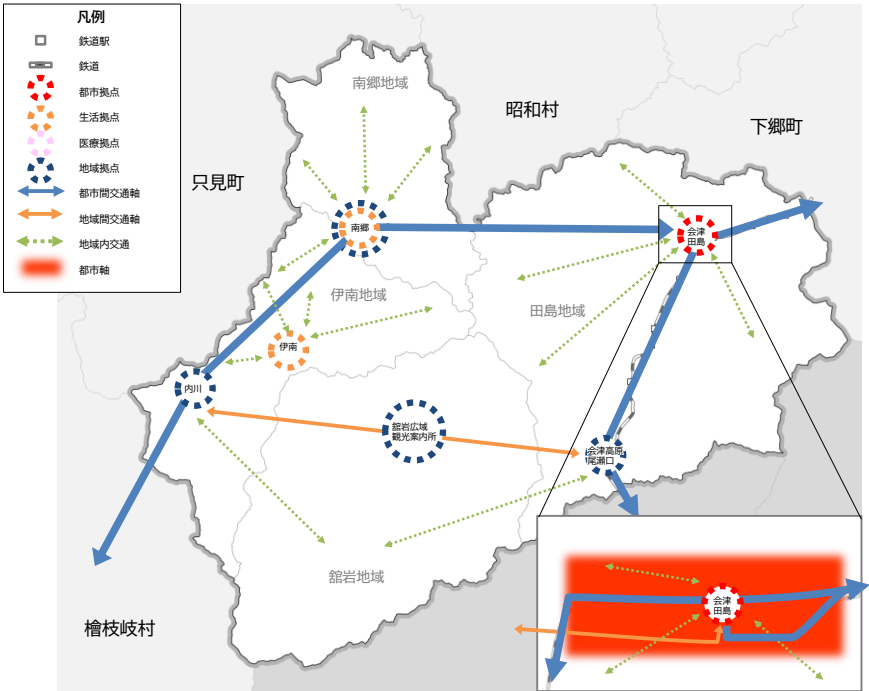


P41 ○公共交通ネットワークの将来像

【変更前】



【変更後】



P43 ○地域公共交通確保維持改善事業の必要性

【変更前】

系統名	起点	経由地	終点	接続する 補助対象 地域間幹 線系統等 との接続 確保策	事業許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助事業 の活用
荒海地域		南会津町内		会津田島 駅	道路運送 法第4条 (一般乗合)	区域	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	フィーダ ー系統
長野地域		南会津町内		会津田島 駅				
栗生沢地域		南会津町内		会津田島 駅				
館岩地域内		南会津町内		桧枝岐線			会津交通(株)	
館岩田島 地域間		南会津町内		会津高原 尾瀬口駅			会津交通(株)	
桧沢地域		南会津町内		会津田島 駅			会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	

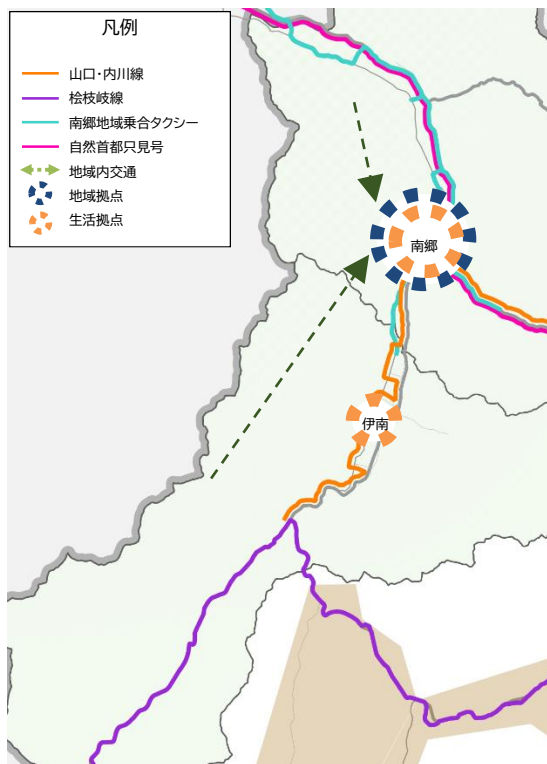
【変更後】



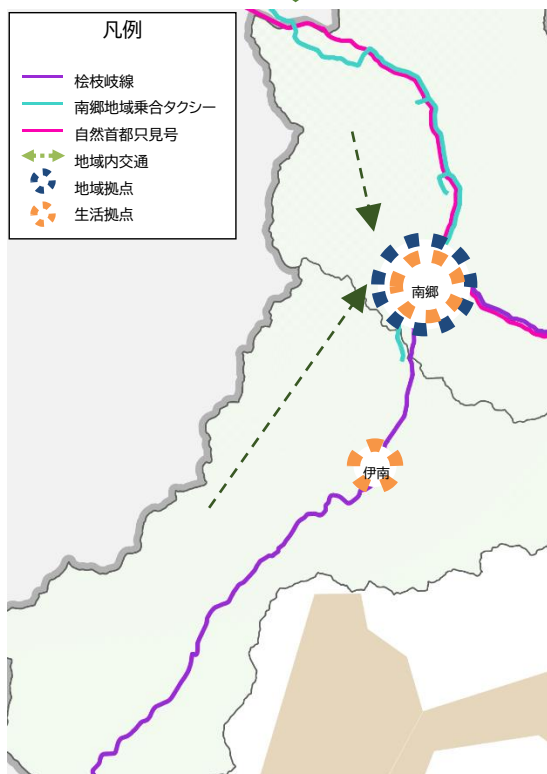
系統名	起点	経由地	終点	接続する 補助対象 地域間幹 線系統等 との接続 確保策	事業許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助事業 の活用
荒海地域		南会津町内		会津田島 駅	道路運送 法第4条 (一般乗合)	区域	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	フィーダ ー系統
長野地域		南会津町内		会津田島 駅				
栗生沢地域		南会津町内		会津田島 駅				
館岩田島 地域間		南会津町内		会津高原 尾瀬口駅			会津交通(株)	
桧沢地域		南会津町内		会津田島 駅			会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	

P46 ○地域の実情に見合ったデマンドタクシーの導入検討

【変更前】



【変更後】



様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

6 南会交通会議第 号
令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	南会津町地域公共交通会議
住 所	福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1
代表者氏名	会長 佐藤 一範

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。
（事務担当 南会津町役場総合政策課地域振興係 主査 室井成美 電話 0241-62-6210）

(案)

令和6年6月27日

(名称) 南会津町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

南会津町は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に該当する過疎地域であり、少子高齢化が進む中山間地域である。平成18年3月の町村合併に伴い広域的な公共交通の体系が必要となり、交通不便地域の解消に取り組んでいる。

また、高齢化もすすんでおり、乗合場所まで歩いていくことが困難な高齢者もいることからドアツードアの買い物や通院などの利用ニーズに配慮した移動手段の充実を図るため、荒海地域、長野地域、栗生沢地域の、デマンド交通運行を実施している。

館岩田島地域間デマンドタクシーについては、路線バスの減便、一部区間廃止に伴う地域住民の生活交通の足を確保するため、ドアツードアのデマンド型で運行を実施する。館岩田島地域間は館岩地域と田島地域を結ぶ唯一の交通機関として、大型スーパーでの買い物や総合病院への通院を主な目的としている。また、買い物支援として土曜日にも運行している。

桧沢地域デマンドタクシーは、ドアツードアのデマンド交通を望む住民が多かったこともあり、1年間の実証運行を行った上で、路線バスや通常のタクシーとの組み合わせ、地域住民の生活交通の足としての選択肢を広げ、通院や買い物などの利用者のニーズに対応している。

このような取り組みをしていく中で、町民にとって快適に移動できる公共交通体系を構築するため、令和6年3月に「南会津町地域公共交通計画」を策定し、地域の公共交通の課題解決に向け、様々な施策・事業を実施していく。

デマンド交通については公共交通空白地の解消のための重要な役割を担っていることから、地域公共交通確保維持事業を活用し、安定的な運行の確保が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

■デマンドタクシーエリア数 6エリア(R5)→8エリア(R10)

■デマンドタクシー利用者数 16,219人(R4)→16,000人(R10)

(南会津町地域公共交通計画 P35.36 参照)

上記目標を達成するため、以下の通り対象系統の目標を設定する。

※⑤の令和5年度実績については(R5.4.1~R5.9.30)運行分

	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 荒海地域	3,479人	3,645人	3,600人	3,630人	3,645人
② 長野地域	561人	608人	600人	605人	608人
③ 栗生沢地域	4,137人	4,374人	4,320人	4,356人	4,374人
④ 館岩地域 (館岩田島地域間)	2,584人	2,637人	2,619人	2,637人	2,646人
⑤ 桧沢地域	368人	729人	720人	726人	729人

①運行日数×(15人)※ジャンボ7人×1回+小型2人×4回・待機1回

②運行日数×(2.5人)※小型1~2人×2回・待機2回

③運行日数×(18人)※ジャンボ4人×3回+ジャンボ2人×3回・待機0回

④運行日数×(9人)※ジャンボ5人×1回+小型2人×2回・待機1回

⑤運行日数×(3人)※小型2人×1回+小型1人×1回・待機2回

※④のみ土曜日にも運行

(2) 事業の効果
・交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。 ・予約制のため利用者がいる場合のみ運行するので、経費を抑えることができ、運行の効率化と利便性の向上を期待できる。 ・路線バスでカバーしきれない部分をデマンド交通でカバーすることができ、さらに鉄道との接続により館岩地域内のペンションなどに来る首都圏からの観光客の利用も期待できる。 ・路線バス運行時間との時間差を確保したことによって、行きは路線バスや通常のタクシー、帰りはデマンドなどの様々な組み合わせで、通院や買い物などの生活の足が確保できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
○デマンドタクシーの利便性向上 (1) デマンドタクシーの見直し ・町内をきめ細かく運行するデマンドタクシーの利便性向上に向け、利用者のニーズに即した運行ダイヤへ見直す。また、ICT を活用した予約システムの導入を検討する。(南会津町・交通事業者) (2) 地域の実情に見合ったデマンドタクシーの導入検討 ・人口が広く分布し、小さな交通需要が点在することから、人口分布や移動ニーズを踏まえ、事業1-4(新たな技術を活用した移動手段の導入検討)と組み合わせて、路線バスを補完する効率的な公共交通体系の導入を検討する。(南会津町・交通事業者) (南会津町地域公共交通計画 P45.46 参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
南会津町から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を運行経費から差し引いた分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・運行事業者からくる毎月の日誌を基に、利用実績を集計し、数値の把握と分析を行い効果を確認する。 ・高齢者が集まるサロン等へ足を運びヒアリングを行う。
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和5年5月11日 令和5年度第1回南会津町地域公共交通会議（書面）
令和5年度地域公共交通計画策定調査業務委託公募型プロポーザルの実施について（報告）
南会津町地域公共交通会議財務規程の改正についてについて合意
令和5年度南会津町地域公共交通会議収支予算書（案）について合意
- ・ 令和5年6月27日 令和5年度第2回南会津町地域公共交通会議
令和6年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について合意
観光客限定館岩地域デマンドタクシー土日祝日実証運行について合意
- ・ 令和5年10月5日 令和5年度第3回南会津町地域公共交通会議
南会津町地域公共交通計画策定調査業務進捗状況について合意
南会津町地域公共交通計画の構成案について合意
- ・ 令和5年12月21日 令和5年度第4回南会津町地域公共交通会議
令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について合意
南会津町地域公共交通計画（骨子案）について合意
- ・ 令和6年1月24日 令和5年度第5回南会津町地域公共交通会議
南会津町地域公共交通計画（素案）について合意
- ・ 令和6年3月22日 令和5年度第6回南会津町地域公共交通会議
南会津町地域公共交通計画（素案）に関するパブリックコメントの結果報告について（報告）
南会津町地域公共交通計画（案）について合意
自家用有償旅客運送（南会津高校スクールバス）の廃止について合意
- ・ 令和6年6月27日 令和6年度第1回南会津町地域公共交通
令和5年度南会津町地域公共交通会議収支決算及び監査報告について合意（予定）
南会津町地域公共交通計画の一部改訂について合意（予定）
令和7年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について合意（予定）

19. 利用者等の意見の反映状況

- 荒海地域・・・①実証実験：令和元年6月24日～7月26日
②実証実験：令和2年5月11日～6月30日
③本格運行：令和2年7月1日～
- 長野地域・・・①実証実験：令和元年7月29日～8月30日
②実証実験：令和2年5月11日～6月30日
③本格運行：令和2年7月1日～
- 栗生沢地域・・・①実証実験：令和2年5月11日～9月30日
②本格運行：令和2年10月1日～
- 館岩田島
地域間・・・①実証運行：令和3年5月1日～令和4年3月31日
②本格運行：令和4年4月1日～
- 桧沢地域・・・①実証運行：令和4年4月1日～令和5年3月31日
②本格運行：令和5年4月1日～

- ・ 社会福祉協議会とも連携し、高齢者訪問の際にデマンドタクシーの利用方法についての簡単なチラシを配布し説明をして利用促進を図った。今後は各地区のサロンに参加し、デマンドタクシー利用方法説明会を出前講座として行っていく。
- ・ タクシー事業者との定期的な話し合いを持ち、まちなか指定場所についての利用者の意見や、ポイントカード制度の提案などを行った。今後、希望の多い指定場所の追加検討やポイントカードなどを活用し利用促進を図っていく。
- ・ デマンド予約業務を3タクシー事業者当番制で行っており、電話番号転送設定により事業者事務所へ電話がつながるようになっていたため、デマンド予約の電話なのか通常のタクシー業務の電話なのか区別がつかないとの意見があった。そこでデマンド予約専用携帯電話を契約したことで、利用者は今までと変わらない電話番号へ発信しても、事業者側は携帯電話へ繋がるようになったため、区別がつくようになり電話対応もしやすくなった。電話対応がスムーズになることにより、利用者は電話予約が面倒ではなくなり予約しやすい環境を整えた。
- ・ 館岩地域での実証運行を基に、出発時間を覚えやすい時間（30分きざみ）にし、2つのエリアで出発時間がずれていたものを統一させるとともに、2つのエリアにわかれていても、利用者の人数や住居によっては1台で対応できるのであれば効率よく迎えに行ってもらような運行方法とした。また、館岩田島地域間については、利用者の声を反映させ、会津田島駅の出発時間について余裕を持たせた。結果、鉄道との接続にも余裕が生まれた。
- ・ 桧沢地域の実証運行を踏まえ、実際の利用者からの聞き取りや区長との協議の結果、時間や本数が定着していることがうかがえたことから、時間と本数は変えずに本格運行へ移行することとした。路線バスと通常のタクシーを組み合わせで利用している方もいることがわかったが、町で作成した利用方法を記載した冊子に、具体的な組み合わせ方法を記載し、利便性の向上を図った結果ではないかと推察される。今後も路線バスや通常のタクシー、鉄道との接続時間などを記載したチラシなどを作成し、利用促進を図っていく。
- ・ 館岩地域では各地区のサロンで、高齢者からよりわかりやすい説明を求められたことから、デマンドタクシーの利用方法の紹介動画を作成し、地区説明会を実施した。動画については町のホームページ及び町公式YouTubeにも掲載し、いつでも誰でも視聴できるようにした。動画を視聴した住民からはわかりやすいと好評だった。
- ・ デマンドタクシーを始め、路線バス、鉄道等の町内で運行している全ての公共交通について掲載した地域公共交通マップを作成し、公共施設や主要な駅に設置し利用促進を図っている。

20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

※該当なし

(2) 交通手段の検討状況

※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1	
(所 属)	南会津町	総合政策課
(氏 名)	主査	室井成美
(電 話)	0 2 4 1 - 6 2 - 6 2 1 0	
(e-mail)	muroi-narumi@minamiaizu.org	

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
南会津町	会津交通㈱ 田島タクシー(南 会津町)タクシー	(1) 荒海地域		南会津町内	往 km 復 km		243日	1,215回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱ 田島タクシー(南 会津町)タクシー	(2) 長野地域		南会津町内	往 km 復 km		243日	486回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱ 田島タクシー(南 会津町)タクシー	(3) 栗生沢地域		南会津町内	往 km 復 km		243日	1,458回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱	(4) 館岩田島地域間		南会津町内	往 km 復 km		293日	879回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱ 田島タクシー(南 会津町)タクシー	(5) 桧沢地域		南会津町内	往 km 復 km		243日	486回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
南会津町	会津交通㈱ 田島タクシー(南 会津町)タクシー	(1) 荒海地域		南会津町内	往 km 復 km		240日	1,200回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱ 田島タクシー(南 会津町)タクシー	(2) 長野地域		南会津町内	往 km 復 km		240日	480回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱ 田島タクシー(南 会津町)タクシー	(3) 栗生沢地域		南会津町内	往 km 復 km		240日	1,440回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱	(4) 館岩田島地域間		南会津町内	往 km 復 km		291日	873回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱ 田島タクシー(南 会津町)タクシー	(5) 桧沢地域		南会津町内	往 km 復 km		240日	480回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
南会津町	会津交通㈱ 田島タクシー(南) (南祇園タクシー)	(1) 荒海地域		南会津町内		往 km 復 km	242日	1,210回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱ 田島タクシー(南) (南祇園タクシー)	(2) 長野地域		南会津町内		往 km 復 km	242日	484回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱ 田島タクシー(南) (南祇園タクシー)	(3) 栗生沢地域		南会津町内		往 km 復 km	242日	1,452回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱	(4) 館岩田島地域間		南会津町内		往 km 復 km	293日	879回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱ 田島タクシー(南) (南祇園タクシー)	(5) 桧沢地域		南会津町内		往 km 復 km	242日	484回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R10年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
南会津町	会津交通㈱ 田島タクシー(南 会津町)タクシー	(1) 荒海地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	1,215回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱ 田島タクシー(南 会津町)タクシー	(2) 長野地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	486回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱ 田島タクシー(南 会津町)タクシー	(3) 栗生沢地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	1,458回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱	(4) 館岩田島地域間		南会津町内		往 km 復 km	294日	882回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通㈱ 田島タクシー(南 会津町)タクシー	(5) 桧沢地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	486回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	南会津町
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	14,451
交通不便地域等	14,451

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
14,451	南会津町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
南会津町地域公共交通計画	令和6年3月22日	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）